様式第2号その2(第4条関係)

(表)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| (特定個人情報に係る本人の委任による代理人請求用)  個人情報開示請求書  令和　　年　　月　　日  公立大学法人大阪　理事長　様 | | | | | | | | | | |
|  | | 本人の委任による代理人 | | | 住所又は居所 | | | (郵便番号　　　　) | |  |
| ふりがな  氏名 | | |  | |
| 連絡先(電話番号) | | | |  |
| 大阪府個人情報保護条例第12条第2項の規定により、次のとおり個人情報(特定個人情報に限る。)の開示を請求します。 | | | | | | | | | | |
|  | 請求に係る個人情報(特定個人情報に限る。)の内容 | | | |  | | | | |  |
| 個人情報(特定個人情報に限る。)を特定するために必要となる事項(例えば申請書を提出した場合は、申請書の提出年月日等) | | | |  | | | | |
| ※希望する開示の実施方法 | | | | 1　開示の実施方法  　□　閲覧(視聴及び聴取を含む。)のみを希望する。  　□　閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。  　□　全部の写しの交付を希望する。  2　閲覧(視聴及び聴取を含む。)の方法  　□　用紙による　□　専用機器による  3　写しの交付の方法  　□　用紙　　　　　　□　録音カセットテープ  　□　ビデオカセットテープ  　□　CD-R又はDVD-R | | | | |
| ※希望する開示の実施の日時 | | | | 令和　　　　年　　月　　日  午前(午後)　　時　　分から午前(午後)　　時　　分までの間 | | | | |
| 事案の移送の可否 | | | | □　可　　　　　□　不可 | | | | |
|  | | | | | | | | | | |
|  | 本人の氏名及び住所又は居所 | | ふりがな  氏名 | | |  | | | |  |
| 住所又は居所 | | | (郵便番号　　　　) | | | |
| 連絡先(電話番号) | | | |  | | |
|  | | | | | | | | | | |
|  | 委任状  (代理人)  　　住所  　　氏名  　私は、上記の者を代理人と定め、この請求書に係る個人情報(特定個人情報に限る。)の開示に関する権限を委任します。  　令和　　　年　　月　　日  (本人)  　　住所  　　氏名　　　　　　　　　　　　　　印 | | | | | | | | |  |
| 次の欄は記入する必要がありません。 | | | | | | | | | | |
|  | 本人確認書類 | | | (1)　本人の委任による代理人(運転免許証・旅券・その他(　　　　))  (2)　本人の委任状及び印鑑登録証明書 | | | | | |  |
| 担当課(室) | | | (電話番号　　　　　　(内線　　　　)) | | | | | |
| 備考 | | |  | | | | | |
|  | | | | | | | | | | |

(裏)

|  |
| --- |
| 注：1　特定個人情報に限り、本人の委任による代理人が開示請求を行うことができます。  　　2　※のある欄は、希望する場合のみ記入してください。□のある欄は、該当する□にレ印を付してください。  　　3　請求に係る個人情報の内容については、できるだけ具体的に記入してください。  　　　なお、記入に当たっては、係員と相談してください。  　　4　写しの作成に要する費用は、請求者の負担となります。  　　　費用の額は、係員にお問合せください。  　　5　電磁的記録の開示は、閲覧又は写しの交付に準ずる方法により行います。  　　　詳しくは、係員にお問合せください。  　　6　希望する開示の実施の日時は、担当課(室)等と調整の上、記入してください。  　　7　請求の際には、本人の委任による代理人自身であることを証明するために必要な書類(運転免許証、旅券等)を提出し、又は提示してください。  　　8　請求者が本人の委任による代理人であることを証明するために、本人の押印のある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出し、又は提示してください。委任状にはこの請求書に係る個人情報の開示に関する権限を委任する旨を明記してください。また、この請求書の委任状欄に記入し、本人が押印することにより委任状に代えることができますが、その場合も、押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を提出し、又は提示してください。  　　9　事案の移送の可否は、この開示請求の事案を大阪府個人情報保護条例第19条の3第1項の規定により行政委員会等他の実施機関に移送することについての、あなたの開示請求の趣旨をお聴きするものです。  　　　詳しくは係員にお問合せください。  　　10　開示に関する連絡は、今後、担当課(室)が行います。 |